

はんどリハビリ訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社はんどが開設するはんどリハビリ訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 はんどリハビリ訪問看護ステーション
- ② 所在地 旭川市豊岡4条8丁目1番2号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	人 員	備 考
管理者	経験のある看護師	1 名	看護職員と兼務
看護職員	看護師・保健師・准看護師	常勤換算 2.5 名以上	うち 1 人管理者と兼務
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士		1 名以上	
事務職員		1 名以上	

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間、サービス提供時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分(月曜日～金曜日)
- ③ サービス提供時間 午前8時45分から午後5時15分(月曜日～金曜日)

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置

- ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ 認知症患者の看護
 - ⑦ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑧ カテーテル等の管理
 - ⑨ その他医師の指示による医療処置
 - ⑩ 特別管理体制
- 2 要介護者等が居宅サービスを利用するにあたって、当該者の支給限度額を超えて利用する場合（いわゆる「上乗せサービス」を利用する場合）については、別途その旨を説明し全額自己負担によりサービスを提供する。
 - 3 介護保険の運営基準を遵守した上で、なお余力がある場合においては、指定居宅サービスの提供に支障がない範囲で、要介護者又は要支援者以外の者に対し、医師の指示に従いサービスを提供する。
 - 4 市町村における自立者等の生活支援・介護予防という観点から、看護師等による評価・助言等を行う。

（利用料等）

- 第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護保険負担割合証で定められた額とする。
- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は別途定める。
 - 3 死後の処置料は別途定める。
 - 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
 - 5 要介護者等が居宅サービスを利用するにあたって、当該者の支給限度額を超えて利用する場合（いわゆる「上乗せサービス」を利用する場合）については、全額自己負担により使用することが出来るがその際の利用料は別途定める。
 - 6 介護保険の運営基準を遵守した上で、なお余力がある場合においては、指定居宅サービスの提供に支障がない範囲で、要介護者又は要支援者以外の者に対し、医師の指示に従いサービスを提供することが出来るがその際の利用料は別途定める。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、旭川市、美瑛町、東神楽町、東川町、当麻町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第10条 訪問看護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の評価及び重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を受けることとする。

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

- 第11条 訪問看護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 訪問看護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
 - 3 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

（相談・苦情・ハラスメント対応）

- 第12条 事業所は、利用者からの相談、苦情・ハラスメント等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情・ハラスメント等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情・ハラスメントの内容等について記録し保存する。
 - 3 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

- 4 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

- 第13条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保存する。
 - 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 3 虐待防止のための指針の整備
 - 4 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 5 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第17条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社はんどとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年12月16日から施行する。
この変更規程は、平成26年2月1日から施行する。
この変更規程は、平成26年3月1日から施行する。
この変更規程は、平成26年4月1日から施行する。

この変更規程は、平成 26 年 7 月 28 日から施行する。
この変更規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。
この変更規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この変更規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
この変更規程は、平成 27 年 7 月 16 日から施行する。
この変更規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この変更規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この変更規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
この変更規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
この変更規程は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。
この変更規程は、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。
この変更規程は、平成 29 年 5 月 15 日から施行する。
この変更規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この変更規定は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
この変更規定は、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。